

⇨ 青色申告特別控除の改正

Q : 平成17年分の確定申告から青色申告特別控除が変わるそうですが、具体的にはどのように変わるのでしょうか？

A : 55万円の特別控除額が65万円に引き上げられ、45万円の特別控除が廃止されます。

【解説】

現行の所得税では、青色申告者について、所得の金額の計算上、最低10万円（所得金額が10万円以下の場合はその金額）、簡易な簿記の方法により記帳している場合は45万円、次の全要件を満たす場合には55万円までの控除（青色申告特別控除）が認められています。

- ①現金主義を採用していないこと
- ②正規の簿記の原則に則った記帳方法（複式簿記）により作成された貸借対照表等を添付すること
- ③確定申告書に特別控除を受ける旨等を記載すること
- ④確定申告書を期限内に提出すること

しかし、今年度の税制改正によって、平成17年分の確定申告から55万円の特別控除は65万円に、また45万円の特別控除は廃止されることとなりました。

したがって、これまで仕訳を行わずに、収益や費用を中心に各帳簿に記帳し、貸借対照表を作成していた青色申告者は、これまでどおりの記帳を行って10万円の特別控除を受けるか、正規の簿記の原則に則った記帳を行って65万円の特別控除を受けるかを選択しなければならないこととなります。

